

YA21628a

年度	配当	区分	科目名	担当教員	回数	単位
2021	前期	発展	所得税法	高野弘美	15	2

授業の目的

所得税は、我が国の税制において最初に体系化された税であり、個人を対象とした多数の納税者がいるという点で、基幹税として位置付けられた最も身近な税目である。しかしながら、その所得は10種類に区分され、しかもその所得の種類によって所得計算の方法が異なること、必要経費における家事費との区分が困難であること、企業会計との差異があることなどにより、所得税法の理解を妨げている。そこで、所得税法の各条文をその趣旨を踏まえた解釈を行うとともに、裁判例を交えて総合的に所得税課税の全体像を把握するものとする。

授業の到達目標

所得区分及びその所得計算に当たっては、個別規定を理解することに加え、個人の担税力に応じた課税を特徴とする所得税法各規定の趣旨・目的と現在の社会現象との乖離や不整合性を対比することにより、あるべき所得税法の解釈を理解すること。

履修条件

所得税法の諸規定、論文及び裁判例を理解するためには、まずこれらを精読し、評釈等の誘惑に依存しない、法規定の文理解釈を基本とした学習姿勢を維持することを前提とする。

授業計画

回	授業内容	日程
1	【所得税法の概要(沿革、基本原則、関係法令、税収、納税義務者等)】 主にシャープ勧告以後の沿革を概観し、我が国の税法体系における所得税法と関係法令の位置付けとそこに流れる基本原則を理解する。 併せて所得税法を取り巻く現状を認識し、爾後の講義の理解に資することとする。	4月4日(日) ④15:10-16:40
2	【所得区分1(所得の種類と区分の意義、利子、配当)】 所得税法が、10種類の所得に区分している意義を理解する。 利子所得・配当所得については、平成28年から大幅な改正が施行されており、その内容と金融商品の種類を理解する。	4月11日(日) ④15:10-16:40
3	【所得区分2(不動産所得)】 不動産所得については、貸付規模によって事業規模のものとはそれ以外のものとは区分されるが、その区分の基準と損益通算の適用の是非を検討し理解する。また、不動産所得は、その区分が設けられている趣旨・目的や損益通算の適用の是非などから租税回避の標的とされやすいため、不動産所得廃止論が議論されている。そこで、その議論の内容を裁判例などを通じて理解する。	4月18日(日) ④15:10-16:40
4	【所得区分3(事業所得)】 事業所得については、不動産所得・給与所得・雑所得と区分するに当たって、給与所得控除、消費税課税仕入れ、損益通算等の適用の是非を巡った争いが多い。これらの論点について、裁判例を通じて区分の意義・範囲等を理解する。	4月25日(日) ④15:10-16:40
5	【所得区分4(給与所得、退職所得)】 勤労所得である給与所得は、所得税法上、例示列举となっている。そのため、他の所得との区分に争いが多い(従属性・独立性の有無の検討から事業所得とするもの、ストックオプションの権利行使益を一時所得とするものなど)。そこで、学説・裁判例を通じて給与所得の区分の意義・範囲等を理解する。	5月9日(日) ④15:10-16:40
6	【所得区分5(山林所得、譲渡所得)】 山林所得については、普段あまり関わることはないだけに、その申告対象と計算方法を理解する。譲渡所得については、その資産の種類により長期譲渡・短期譲渡、総合課税・分離課税に区分して申告するが、これらは所得税法又は租税特別措置法にその申告要件が規定されている。また、施行令には「みなし譲渡」が規定されているなど、大変複雑な内容となっている。そこで、これら譲渡所得の範囲・内容を確実に理解する。	5月16日(日) ④15:10-16:40
7	【所得区分6(一時所得、雑所得)】 ストックオプションの権利行使益が給与所得なのか一時所得なのか、馬券の払戻金が事業	5月23日(日) ④15:10-16:40

	所得なのか一時所得なのか雑所得なのか、というところに争いがある。そこで、これらの裁判例を通じて一時所得及び雑所得の意義・範囲等を理解する。	
8	【収入金額(範囲、計上時期)】 収入すべき金額には金銭以外のものや権利を含むものとされているが、その金銭以外のものの評価方法及び収入計上時期について、法規定・通達等を通じて理解する。	5月30日(日) ④15:10-16:40
9	【必要経費1(家事関連費等)】 収入金額から控除される必要経費は、所得税法上、どのように規定されているのか。また、家事関連費との区分に争いが多い。そこで、学説・裁判例を通じて必要経費該当性を検討し理解する。	6月6日(日) ④15:10-16:40
10	【必要経費2(資本的支出・修繕費、繰延資産、減価償却、資産損失等)】 事業所得、不動産所得の各種所得金額を算定する際に、必要経費として計上できる資本的支出・修繕費の区別、繰延資産の種類、減価償却資産(リース物件を含む。)の対象・計算方法、資産損失の範囲・計算法等は大変複雑であるが、実務では頻出のものである。法規定・通達を通じてその内容を確実に理解する。	6月13日(日) ④15:10-16:40
11	【所得計算(各種所得の計算方法、損益通算、繰越控除等)】 10種類の所得金額を算定する計算方法は、それぞれ異なっている。これらの計算方法を分離課税の所得も含めて理解する。 そして、各種所得を計算した後の損益通算、純損失・雑損失の繰越控除、純損失の繰戻し還付など特殊な所得計算と課税所得金額(総合課税・分離課税)の算定方法を理解する。	6月20日(日) ④15:10-16:40
12	【税額計算(所得控除、税額控除、平均課税)】 課税所得金額を算出する前後の所得控除及び税額控除(特に、住宅借入金等特別控除、寄附金特別控除)を理解する。 併せて、特殊な税額計算である変動・臨時所得の平均課税の仕組みも理解する。	6月27日(日) ④15:10-16:40
13	【申告、納付及び還付、提出調書、青色申告制度】 税額計算後の申告方法、納付及び還付手続について理解する。併せて、財産債務調書、国外財産調書の提出要件・記載価額の基準・罰則等を理解する。 同時に、青色申告制度の意義・内容を理解する。	7月4日(日) ④15:10-16:40
14	【非居住者及び法人の納税義務、源泉徴収制度】 居住者、非居住者及び法人の納税義務と課税方法を理解する。 源泉徴収制度の意義と仕組み、その法的性格を理解する。併せて、非居住者及び外国法人に対する源泉徴収についても理解する。	7月11日(日) ④15:10-16:40
15	【質問検査権、更正及び決定、加算税、理由附記、不服申立制度】 税務調査における税務職員の質問検査権について、その根拠・法的性格を理解する。 税務調査後又は税務調査以外での更正及び決定の根拠・法的性格を理解する。 また、加算税、理由附記、特に重加算税の賦課の根拠(仮装・隠ぺい行為)を理解する。 併せて、納税者の権利救済手段である不服申立制度の仕組み・内容を理解する。	7月18日(日) ④15:10-16:40
試験	レポート	

使用教科書/評価方法等

教科書	特に使用せず、レジュメを配布する。
参考書	租税法(第23版)金子宏著 弘文堂2019年、令和3年版所得税基本通達逐条解説 大蔵財務協会 租税判例百選[第6版]別冊ジュリスト 有斐閣
評価方法	課題レポート70%、出席を含む授業への貢献度など30% レポートについては、いかに長文であっても出題意図の核心に触れていないものは評価しない(合格点としない)。
その他	授業の内容については、進度に応じて変更となる場合がある。

YA21628b

年度	配当	区分	科目名	担当教員	回数	単位
2021	後期	発展	所得税法	高野弘美	15	2

授業の目的

所得税は、我が国の税制において最初に体系化された税であり、個人を対象とした多数の納税者がいるという点で、基幹税として位置付けられた最も身近な税目である。しかしながら、その所得は10種類に区分され、しかもその所得の種類によって所得計算の方法が異なること、必要経費における家事費との区分が困難であること、企業会計との差異があることなどにより、所得税法の理解を妨げている。そこで、所得税法の各条文をその趣旨を踏まえた解釈を行うとともに、裁判例を交えて総合的に所得税課税の全体像を把握するものとする。

授業の到達目標

所得区分及びその所得計算に当たっては、個別規定を理解することに加え、個人の担税力に応じた課税を特徴とする所得税法各規定の趣旨・目的と現在の社会現象との乖離や不整合性を対比することにより、あるべき所得税法の解釈を理解すること。

履修条件

所得税法の諸規定、論文及び裁判例を理解するためには、まずこれらを精読し、評釈等の誘惑に依存しない、法規定の文理解釈を基本とした学習姿勢を維持することを前提とする。

授業計画

回	授業内容	日程
1	【所得税法の概要(沿革、基本原則、関係法令、税収、納税義務者等)】 主にシャープ勧告以後の沿革を概観し、我が国の税法体系における所得税法と関係法令の位置付けとそこに流れる基本原則を理解する。 併せて所得税法を取り巻く現状を認識し、爾後の講義の理解に資することとする。	10月3日(日) ④15:10-16:40
2	【所得区分1(所得の種類と区分の意義、利子、配当)】 所得税法が、10種類の所得に区分している意義を理解する。 利子所得・配当所得については、平成28年から大幅な改正が施行されており、その内容と金融商品の種類を理解する。	10月10日(日) ④15:10-16:40
3	【所得区分2(不動産所得)】 不動産所得については、貸付規模によって事業規模のものとはそれ以外のものとは区分されるが、その区分の基準と損益通算の適用の是非を検討し理解する。また、不動産所得は、その区分が設けられている趣旨・目的や損益通算の適用の是非などから租税回避の標的とされやすいため、不動産所得廃止論が議論されている。そこで、その議論の内容を裁判例などを通じて理解する。	10月17日(日) ④15:10-16:40
4	【所得区分3(事業所得)】 事業所得については、不動産所得・給与所得・雑所得と区分するに当たって、給与所得控除、消費税課税仕入れ、損益通算等の適用の是非を巡った争いが多い。これらの論点について、裁判例を通じて区分の意義・範囲等を理解する。	10月24日(日) ④15:10-16:40
5	【所得区分4(給与所得、退職所得)】 勤労所得である給与所得は、所得税法上、例示列举となっている。そのため、他の所得との区分に争いが多い(従属性・独立性の有無の検討から事業所得とするもの、ストックオプションの権利行使益を一時所得とするものなど)。そこで、学説・裁判例を通じて給与所得の区分の意義・範囲等を理解する。	10月31日(日) ④15:10-16:40
6	【所得区分5(山林所得、譲渡所得)】 山林所得については、普段あまり関わることがないだけに、その申告対象と計算方法を理解する。譲渡所得については、その資産の種類により長期譲渡・短期譲渡、総合課税・分離課税に区分して申告するが、これらは所得税法又は租税特別措置法にその申告要件が規定されている。また、施行令には「みなし譲渡」が規定されているなど、大変複雑な内容となっている。そこで、これら譲渡所得の範囲・内容を確実に理解する。	11月7日(日) ④15:10-16:40
7	【所得区分6(一時所得、雑所得)】 ストックオプションの権利行使益が給与所得なのか一時所得なのか、馬券の払戻金が事業	11月14日(日) ④15:10-16:40

	所得なのか一時所得なのか雑所得なのか、というところに争いがある。そこで、これらの裁判例を通じて一時所得及び雑所得の意義・範囲等を理解する。	
8	【収入金額(範囲、計上時期)】 収入すべき金額には金銭以外のものや権利を含むものとされているが、その金銭以外のものの評価方法及び収入計上時期について、法規定・通達等を通じて理解する。	11月21日(日) ④15:10-16:40
9	【必要経費1(家事関連費等)】 収入金額から控除される必要経費は、所得税法上、どのように規定されているのか。また、家事関連費との区分に争いが多い。そこで、学説・裁判例を通じて必要経費該当性を検討し理解する。	11月28日(日) ④15:10-16:40
10	【必要経費2(資本的支出・修繕費、繰延資産、減価償却、資産損失等)】 事業所得、不動産所得の各種所得金額を算定する際に、必要経費として計上できる資本的支出・修繕費の区別、繰延資産の種類、減価償却資産(リース物件を含む。)の対象・計算方法、資産損失の範囲・計算法等は大変複雑であるが、実務では頻出のものである。法規定・通達を通じてその内容を確実に理解する。	12月5日(日) ④15:10-16:40
11	【所得計算(各種所得の計算方法、損益通算、繰越控除等)】 10種類の所得金額を算定する計算方法は、それぞれ異なっている。これらの計算方法を分離課税の所得も含めて理解する。 そして、各種所得を計算した後の損益通算、純損失・雑損失の繰越控除、純損失の繰戻し還付など特殊な所得計算と課税所得金額(総合課税・分離課税)の算定方法を理解する。	12月12日(日) ④15:10-16:40
12	【税額計算(所得控除、税額控除、平均課税)】 課税所得金額を算出する前後の所得控除及び税額控除(特に、住宅借入金等特別控除、寄附金特別控除)を理解する。 併せて、特殊な税額計算である変動・臨時所得の平均課税の仕組みも理解する。	12月19日(日) ④15:10-16:40
13	【申告、納付及び還付、提出調書、青色申告制度】 税額計算後の申告方法、納付及び還付手続について理解する。併せて、財産債務調書、国外財産調書の提出要件・記載価額の基準・罰則等を理解する。 同時に、青色申告制度の意義・内容を理解する。	1月9日(日) ④15:10-16:40
14	【非居住者及び法人の納税義務、源泉徴収制度】 居住者、非居住者及び法人の納税義務と課税方法を理解する。 源泉徴収制度の意義と仕組み、その法的性格を理解する。併せて、非居住者及び外国法人に対する源泉徴収についても理解する。	1月16日(日) ④15:10-16:40
15	【質問検査権、更正及び決定、加算税、理由附記、不服申立制度】 税務調査における税務職員の質問検査権について、その根拠・法的性格を理解する。 税務調査後又は税務調査以外での更正及び決定の根拠・法的性格を理解する。 また、加算税、理由附記、特に重加算税の賦課の根拠(仮装・隠ぺい行為)を理解する。 併せて、納税者の権利救済手段である不服申立制度の仕組み・内容を理解する。	1月23日(日) ④15:10-16:40
試験	レポート	

使用教科書/評価方法等

教科書	特に使用せず、レジュメを配布する。
参考書	租税法(第23版)金子宏著 弘文堂2019年、令和3年版所得税基本通達逐条解説 大蔵財務協会 租税判例百選[第6版]別冊ジュリスト 有斐閣
評価方法	課題レポート70%、出席を含む授業への貢献度など30% レポートについては、いかに長文であっても出題意図の核心に触れていないものは評価しない(合格点としない)。
その他	授業の内容については、進度に応じて変更となる場合がある。